

市会議第 2 号

京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都市会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 2 6 年 2 月 2 1 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会会議規則の一部を改正する規則
京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

市会の会期は，会期の初めに市会の議決で定める。

第 1 4 条に次のただし書を加える。

ただし，事情の変更があったときは，この限りでない。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

提案理由

通年議会の導入に伴い，規定を整備する必要があるので提案する。